

## 規約インストラクターに関する要綱

「常任運営委員会規程」第8条の規定に基づき、医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。）に係るインストラクター（以下「規約インストラクター」という。）に関する要綱を次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この要綱は、規約インストラクターを認定し、もって、会員事業者に対する規約、施行規則及び運用基準（これらを総称して、以下「規約等」という。）の周知徹底を図り、正常な商慣習を構築することを目的とする。

### （定義）

第2条 規約インストラクターとは、会員事業者の役員又は従業員であって、第6条に定める所定の研修を修了し、医療機器業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）から認定された者（以下「認定者」という。）をいう。

### （規約インストラクター養成研修の実施）

第3条 公正取引協議会は、規約インストラクターを養成するための研修（以下「規約インストラクター養成研修」という。）を、適宜、開催するものとする。

2 公正取引協議会支部は、企画・広報委員会が承認した場合には、規約インストラクター養成研修を開催することができる。

### （規約インストラクターに対する情報等の提供）

第4条 公正取引協議会は、規約インストラクターに対して、規約等に係る最新の情報等の提供に努めるものとする。

### （規約インストラクターの責務と会員事業者の役割）

第5条 規約インストラクターは、規約等に関して、周知徹底を図るとともに、常に最新の知識と情報を修得しなければならない。

2 会員事業者は、その企業内における規約等の周知活動の一環として、規約インストラクターの養成に努め、その責務を遂行するための環境を整えるものとする。

### （規約インストラクター養成研修の内容）

第6条 規約インストラクター養成研修は、規約等の普及に関して必要な知識の付与を目的とし、その実施項目は、別途定める。

(規約インストラクターの資格)

第7条 規約インストラクターの資格は、認定者個人に帰属するものとし、規約に参加する会員事業者に在籍中は有効とする。ただし、公正取引協議会は、認定後5年間を経過した者について、その見直しを行い、資格更新を行う。

2 資格更新に関する具体的な方法については、別途定める。

(認定カードの発行等)

第8条 公正取引協議会は、認定者に対して、認定カードを発行する。ただし、希望者には、認定証明書を有償にて発行するものとする。

2 認定カードの様式その他の細目は別途定める。

(規約インストラクターの個人情報の保護)

第9条 規約インストラクターの個人情報の保護に係る細目は別途定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

第2条 この要綱実施以前に、既に規約インストラクターとして認定された者は、この要綱の規程によって認定されたものとみなす。

附 則 この要綱の変更は、平成26年4月1日から実施する。